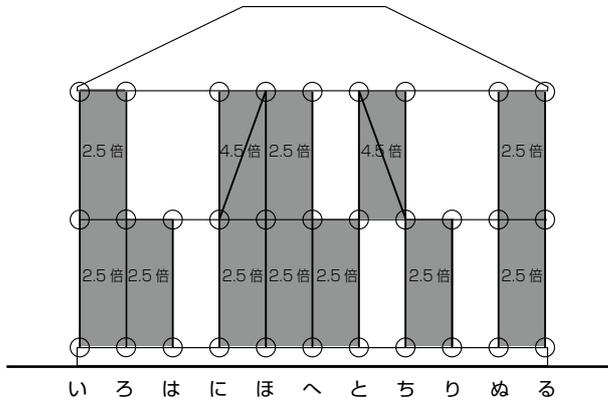


表1.2.1 建築基準法と品確法

政令			関連告示	関連品確法			
第38条	基礎	1. <省略>要求性能		1-1(3)ホ⑤耐震-倒壊 1-2(3)ホ耐震-損傷 1-4(3)ホ②耐風	①鉛直荷重に対して、適切に基礎を設計すべき旨を規定 ②水平荷重に対して、適切に基礎を設計すべき旨を規定		
		2. <省略>異種基礎併用の原則的禁止					
		3. <省略>建築物の構造、形態及び地盤の状況を考慮した構造方法	平成12建告第1347号第1			建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準を定める件	
		4. <省略>大臣が定める構造計算による構造安全性の確認	平成12建告第1347号第2			建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準を定める件	
		5. <省略>くい施工時の損傷防止					
		6. <省略>木ぐいの腐食防止					
第39条	屋根ふき材等の緊結	1. 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものは、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃によって脱落しないようにしなければならない。 2. 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造は、構造耐力上安全なものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。	昭和46建告第109号	屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造方法を定める件			
第40条	適用の範囲	この節の規定は、木造の建築物又は木造と組構造その他の構造とを併用する建築物の木造の構造部分に適用する。ただし、茶室、あずまやその他これらに類する建築物又は延べ面積が10㎡以内の物置、納屋その他これらに類する建築物については、適用しない。					
第41条	木材	構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質は、節、腐れ、繊維の傾斜、丸身等による耐力上の欠点がないものでなければならない。					
第42条	土台及び基礎	1. 構造耐力上主要な部分である柱で最下階の部分に使用するもの下部には、土台を設けなければならない。ただし、当該柱を基礎に緊結した場合は平家建ての建築物で足固めを使用した場合（地盤が軟弱な区域として特定行政庁が国土交通大臣の定める基準に基づいて規則で指定する区域内においては、当該柱を基礎に緊結した場合に限る。）においては、この限りでない。 2. 土台は、基礎に緊結しなければならない。ただし、前項ただし書の規定によって指定した区域外における平家建ての建築物で延べ面積が50㎡以内のものについては、この限りでない。					
第43条	柱の小径	<省略> (1) 柱の小径 (2) 階数が2を超える木造建築物の1階の柱の小径 (3) 断面欠損 (4) 階数が2以上の建築物のすみ柱 (5) 有効細長比の上限					
第44条	はり等の横架材	はり、けたその他の横架材には、その中央部附近の下側に耐力上支障のある欠込みをしてはならない。			1-1(3)ホ⑤耐震-倒壊 1-2(3)ホ耐震-損傷 1-4(3)ホ②耐風	鉛直荷重に対して、適切に横架材を設計すべき旨を規定	
第45条	筋かい	1. 引張り力を負担する筋かいは、厚さ1.5cm以上で幅9cm以上の木材又は径9mm以上の鉄筋を使用したものとしなければならない。 2. 圧縮力を負担する筋かいは、厚さ3cm以上で幅9cm以上の木材を使用したものとしなければならない。 3. 筋かいは、その端部を、柱とはりその他の横架材との仕口に接近して、ボルト、かすがい、くぎその他の金物で緊結しなければならない。 4. 筋かいは、欠込みをしてはならない。ただし、筋かいをたすき掛けにするためにやむを得ない場合において、必要な補強を行なったときは、この限りでない。					
第46条	構造耐力上必要な軸組等	1. <省略>耐力壁を釣り合いよく配置			1-1(3)ホ①耐震-倒壊 1-2(3)ホ耐震-損傷 1-4(3)ホ①耐風	①荷重条件を詳細に見込んだ必要壁量の算定に用いる表を、等級2以上への適合判定用に設定 ②壁倍率を与えられていない仕様の壁に倍率を設定	
		2. <省略>構造方法を3つに分類。2,3については、前項の規定は適用しない。 ①在来軸組工法 ②JAS集成材等+RCの基礎に緊結+構造計算 ③方杖または控え壁	昭和62建告第1898号	構造耐力上主要な部分である柱及び横架材に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準			
			昭和62建告第1899号	木造若しくは鉄骨造の建築物又は建築物の構造部分構造耐力上安全であることを確かめるための構造計算の基準を定める件			
		3. <省略>火打ち材（構造用合板などでOK）、小屋の振れ止め 構造計算をしたならば他の方法でもOK	昭和62建告第1899号	同上		1-1(3)ホ②耐震-倒壊 1-1(3)ホ③耐震-倒壊 1-2(3)ホ耐震-損傷 1-4(3)ホ②耐風	①耐力壁線の定義を行い、耐力壁線間隔を設定 ②耐力壁線で挟まれる床組等について、必要な仕様を選択する方法を設定
		4. 耐力壁の仕様、量、配置に関する規定。小屋裏の物置等がある場合の割り増し。	昭和56建告第1100号	建築基準法施行令第46条第4項表1(1)項から(7)項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数値		1-1(3)ホ①耐震-倒壊 1-2(3)ホ耐震-損傷 1-4(3)ホ①耐風	①荷重条件を詳細に見込んだ必要壁量の算定に用いる表を、等級2以上への適合判定用に設定 ②壁倍率を与えられていない仕様の壁に倍率を設定
		平成12建告第1351号	木造の建築物に物置等を設ける場合に階の床面積に加える面積を定める件				
		平成12建告第1352号	木造建築物の軸組の設置の基準を定める件				
第47条	構造耐力上主要な部分である継手又は仕口	<省略>継ぎ手・仕口の構造方法	平成12建告第1460号	木造の継手及び仕口の構造方法を定める件		①胴差と柱との接合方法を設定	
第48条	学校の木造校舎	<省略>	平成12建告第1453号 昭和62建告第1899号	学校の木造の校舎の日本工業規格を指定する件 同上	1-1(3)ホ④耐震-倒壊 1-2(3)ホ耐震-損傷 1-4(3)ホ②耐風	②床組等の接合方法について、必要な仕様を選択する方法を設定	
第49条	外壁内部の防腐措置等	木造の外壁のうち、鉄網モルタル塗その他軸組が腐りやすい構造である部分の下地には、防水紙その他これに類するものを使用しなければならない。 2. 構造耐力上主要な部分である柱、筋かい及び土台のうち、地面から1m以内の部分には、有効な防腐措置を講ずるとともに、必要に応じて、しるりその他の虫による害を防ぐための措置を講じなければならない。					

「X①通り」の軸組に使用する金物を選択する



壁倍率
 構造用合板・・・2.5倍
 筋かい90×45・・・2.0倍

い ろ は に ほ へ と ち り め る

部位	A1		A2		L係数↓	N値↓	金物を表1.3.5より選択	備考
	壁倍率の差↓	表1.3.5より補正值↓	壁倍率の差↓	表1.3.5より補正值↓				
い2階	(2.5 + 0)	× 0.8	+ (+)	×	- 0.4	= 1.6	ほ	
ろ2階	(2.5 + 0)	× 0.5	+ (+)	×	- 0.6	= 0.65	ろ	
に2階	(4.5 + -0.5)	× 0.5	+ (+)	×	- 0.6	= 1.4	に	
ほ2階	(2 + 0.5)	× 0.5	+ (+)	×	- 0.6	= 0.65	ろ	
へ2階	(2.5 + 0)	× 0.5	+ (+)	×	- 0.6	= 0.65	ろ	
と2階	(4.5 + 0.5)	× 0.5	+ (+)	×	- 0.6	= 1.9	と	
ち2階	(4.5 + -0.5)	× 0.5	+ (+)	×	- 0.6	= 1.4	に	
め2階	(2.5 + 0)	× 0.5	+ (+)	×	- 0.6	= 0.65	ろ	ろ2階と同じ
る2階	(2.5 + 0)	× 0.8	+ (+)	×	- 0.4	= 1.6	ほ	い2階と同じ
い1階	(2.5 + 0)	× 0.8	+ (2.5 + 0)	× 0.8	- 1.0	= 3	ち	
ろ1階	(0 + 0)	× 0.5	+ (2.5 + 0)	× 0.5	- 1.6	= -0.35	い	
は1階	(2.5 + 0)	× 0.5	+ (0 + 0)	× 0.5	- 1.6	= -0.35	い	
に1階	(2.5 + 0)	× 0.5	+ (4.5 + -0.5)	× 0.5	- 1.6	= 1.65	へ	
ほ1階	(0 + 0)	× 0.5	+ (2 + 0.5)	× 0.5	- 1.6	= -0.35	い	
へ1階	(0 + 0)	× 0.5	+ (2.5 + 0)	× 0.5	- 1.6	= -0.35	い	ろ1階と同じ
と1階	(+)	× 0.5	+ (4.5 + 0.5)	× 0.5	- 1.6	= 0.9	は	
ち1階	(+)	× 0.5	+ (4.5 + -0.5)	× 0.5	- 1.6	= 0.4	ろ	
り1階	(2.5 + 0)	× 0.5	+ (0 + 0)	× 0.5	- 1.6	= -0.35	い	は1階と同じ
め1階	(0 + 0)	× 0.5	+ (2.5 + 0)	× 0.5	- 1.6	= -0.35	い	ろ1階と同じ
る1階	(2.5 + 0)	× 0.8	+ (2.5 + 0)	× 0.8	- 1.0	= 3	ち	い1階と同じ

注) 1・2階の耐力壁が千鳥配置された1階の柱について

と1階またはち1階のような1階の柱は、1・2階どちらかの耐力壁から引抜き力を受ける時は他方が押さえの効果を発揮する。許容応力度計算の柱の引抜き力算定と同様に、右からの加力時と左からの加力時をそれぞれ検討しその大きい方を満足させれば良いが、ここでは簡略化して(押さえに働く耐力壁の効果を無視して)1階または2階の「(壁倍率の差 + 補正值) × B係数」の値の大きい方だけを使って求めている。少し余力は増すがそれ程過剰な金物が必要になることもないのでこの方法を推奨する。

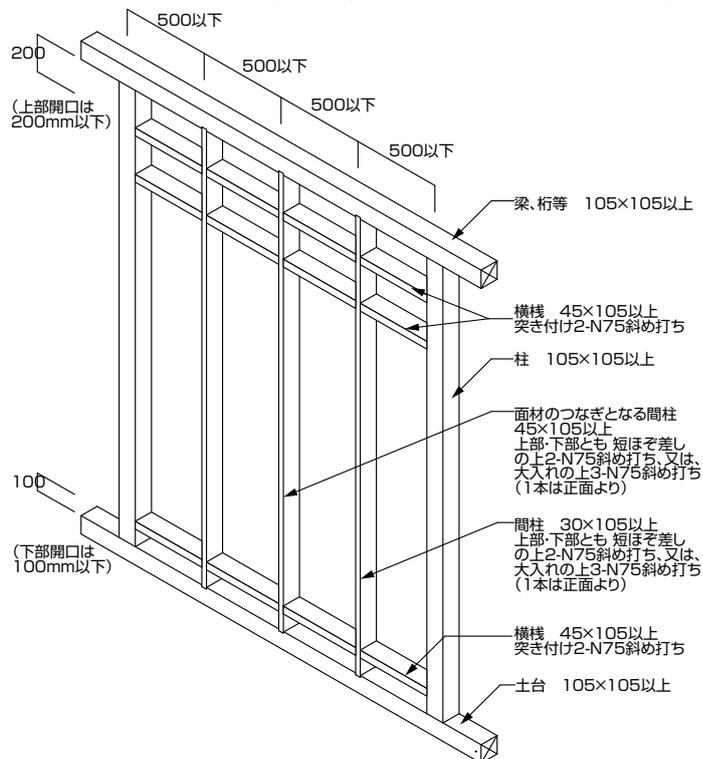
木住協仕様 認定番号 FRM - 0209 倍率 2.1

面材：構造用合板 特類 2級以上 厚さ 9.0mmまたは 9.5mm

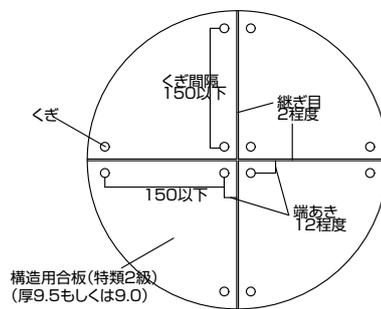
くぎ：N 50 @ 150mm

上下あきの制限：上部：横棧の上面から梁・桁の下面までの距離は 200mm以下

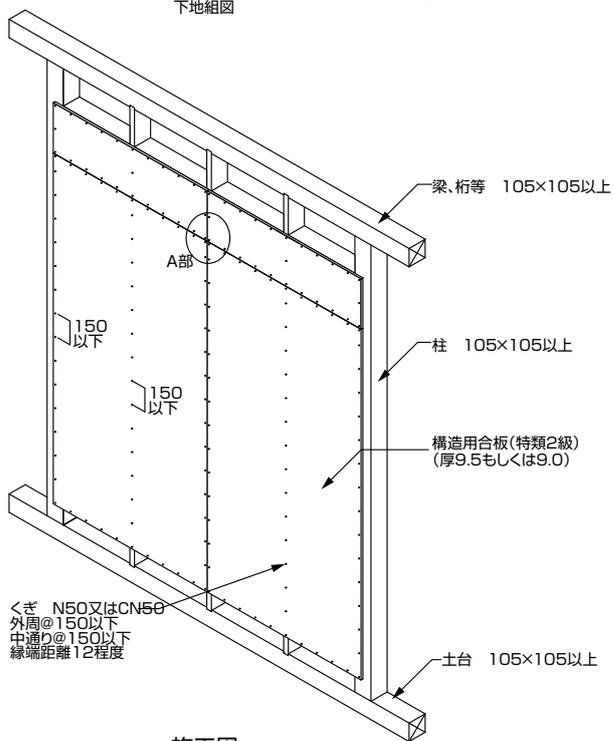
下部：横棧の下面から土台の上面までの距離は 100mm以下



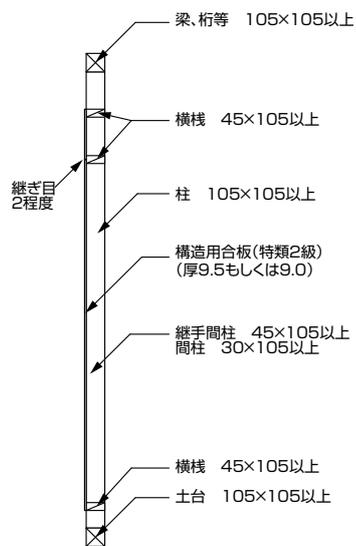
下地組図



A部詳細図



施工図



鉛直断面図

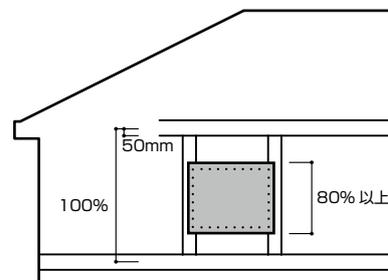
施工詳細図(面材を継ぐ場合) (mm)

他の耐力壁との取り合わせ：

告示仕様との取り合わせについては、本仕様を表 3.2.1 の面材大壁に含むとして読み替え可能。倍率 5 を限度として加算可能。

条件とその解説：

- ① 面材にはくぎの種類、間隔等を表示する。
告示の仕様と区別するために、面材にくぎの種類やピッチを表示することが求められており、木住協では該当する壁面に右のようなシール（木住協で頒布）を貼ることにしている。こうすることで、工事監理や中間検査の際のチェックに利用でき、施工者の施工間違いも防止することができる。
- ② 屋内に面する部分および湿潤となるおそれがない部分に用いる
本仕様は、間仕切り壁と外周壁の室内側の壁を対象とした仕様であり、外壁への施工はできない。
- ③ 上部または下部に開口を有する耐力壁（床勝で開口のないもの（P52 告示の仕様）は可）との表、裏での併用は禁止
本仕様の耐力壁だけでなく、上部または下部に開口を有する他の仕様の耐力壁との表、裏での併用は禁止されている。
- ④ 隅角部に設ける場合の制限
平面の出隅、入隅部に本仕様の耐力壁を設ける場合は、一方向のみとし、他方向には必ず開口のない耐力壁を設けることとされている。
- ⑤ 2 m を超える連続使用の禁止
- ⑥ 軸組の高さに対する面材の高さの割合は 80% 以上とする。
面材高さは、軸組高さ（梁下面又は桁下面 + 50 mm の位置から土台軸芯までの距離）の 80% 以上とする。



施工上のポイント

- ① 間柱の断面寸法が 45 × 105mm 以上であることに注意。
- ② 間柱の取付方法は、上部・下部ともに、梁・土台等に短ほぞ差の上 2 - くぎ N75 斜め打ちもしくは、大入れの上 3 - くぎ N75 斜め打ちとし、固定する。
せん断力が間柱にかかるため、他の仕様より間柱断面が大きくなっている。また間柱端部は同様の理由より、突き付け + 釘打ちという仕様は認めていない。大入れの上 3 - くぎ N75 斜め打ちが認められているので、耐震補強等の際にも利用しやすい。